

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年1月28日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 萩谷 俊行
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士
総務部長 川田 俊昭 市民生活部長 飛田 良則
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 大曾根香澄
保健福祉部長 平野 敦史 社会福祉課長 綿引 稔
社会福祉課長補佐 山田 明 こども課長 加藤 裕一
こども課長補佐 住谷 孝義 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 鈴木 伸一 建設部長 今瀬 博之
都市計画課長 渡邊 勝巳 都市計画課長補佐 金田 尚樹
教育部長 小橋 聡子 学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 平野 玉緒 生涯学習課長 田口 裕二
生涯学習課長補佐 柴田 真一

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 議案第1号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第9号）
…執行部より説明あり

- (3) 議案第2号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第10号)
…執行部より説明あり
- (4) 議案第3号 那珂市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について
…執行部より説明あり
- (5) 四中学区コミュニティセンター整備事業の経過報告について
…執行部より説明あり
- (6) 低所得者のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金(県独自制度)について
…執行部より説明あり
- (7) 那珂総合公園ネーミングライツの決定について
…執行部より説明あり
- (8) 新型コロナウイルス感染症にかかる学校の状況について
…執行部より説明あり

議事の経過概要(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前10時01分)

事務局長 おはようございます。

始まる前にご連絡をさせていただきます。

本日、タブレットを、一応試験的に使ってみようということで、試しに、執行部の方も一応タブレット持ってきてもらって、タブレットを見ながらできますということで実験的なことをやらせていただきますので、よろしくお願いします。

それで、今回一応ページ案内を通知しますので、右下に青いのが出てきます。それを触ると今説明しているページに飛ぶようになりますので、よろしくお願いしますと思います。

あと、議案書を持っていけば紙のほうも見ていただいても構いませんので、ご協力をよろしくお願いします。

あと、茨城新聞社でタブレットの操作している感じの写真を撮りたいということでございますので、その辺もご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

それから、本日の日程ですけれども、この後、議会運営委員会の委員長からもご説明あるんですが、今から全員協議会をやりまして、その後、その中で議案とか全員協議会の説明事項を説明してもらって本会議に移ります。その全員協議会が終わってから、本会議場の準備の都合がございますので、20分ほど時間をいただいてから本会議をするような形で考えておりますので、よろしくお願いします。

その後、午前中は基本的には執行部の案件を全部終了いたしまして、午後、タブレットの操作の説明会、研修会のほうを議会のほうで開催したいと思います。その後、議会としての全員協議会を、案件が1件ございますので、それを実施して一応終了という形になりますので、よろしくお願いします。

それでは、本日は新型コロナウイルス感染症も随分蔓延しているということで、今まで

どおり新型コロナウイルス感染の対策をして実施をいたします。マスクとか手指の消毒、あと検温をよろしくご協力をお願いしたいと思います。それから、換気のために廊下側のドアを開放させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、初めに議長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

議長 おはようございます。

臨時議会ということでお集まりをいただきました。大変ご苦労さまでございます。

今、事務局長のほうからもお話ありましたけれども、今日はタブレットのほう格闘しながら、ひとつ早く慣れるように我々も頑張っていきたいと、こういうふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症が大分拡大をしております。不要不急、そういうことでの自粛、こういうことも大事かと思っておりますので、議員各位におかれましては、その辺を念頭に置いて、この新型コロナウイルス感染拡大に対する配慮をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局長 それでは、この後は議長の進行で全員協議会のほうよろしくをお願いしたいと思います。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開をしております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔、明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席をしております。

まず、最初に市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

ただいま議長からありましたように、新型コロナウイルス感染症、1月に入ってから全国に感染が急拡大をしております。那珂市においてもご存じのように感染者が拡大をしておる。特に、今日説明があると思っておりますけれども、学校関係、子供たちの中にも大分入り込んでしまったという状況もございます。市としましては、3回目のワクチン接種、これをさらに加速化させるとともに、これからも、基本的な対策でありますけれども、そういったものを重ねていって市民の安心安全を守っていききたい、そのように考えております。

1月27日には、ご存じのようにまん延防止の重点措置も執行されました。そういう状況も含めまして、市役所一丸となって市民の安心安全のために取り組んでまいりますので、皆様方にもこれまでに増してご指導、そしてご協力をいただければ、そのようにお願い申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、議案3件及び四中学区コミュニティセンター整備事業の経過報告等につきまして、ご報告をさせていただくことになっております。何とぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げますとさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告いたします。

ただいま議会第2委員会室において議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、令和4年第1回臨時会の提出議案及び会期日程（案）についてであります。

提出議案は、議案3件であります。なお、議案の委員会付託については、議事の都合上、当該委員会へ付託せず、会議規則第37条第3項の規定に基づき、省略すべきものと決定いたしました。

以上のことから、今臨時会の会期日程（案）は、本日1月28日の1日間とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。ないですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時09分）

議長 再開をいたします。

議案第1号 専決処分について。令和3年度那珂市一般会計補正予算（第9号）について説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書、表紙の次の議案一覧をおめくり願います。

議案第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和3年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億7,526万2,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業6億2,020万円。

5ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6億2,020万円。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6億2,020万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 続いて、補正予算の内容であります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、説明を願います。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。ほか1名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料のほうは全員協議会資料の8ページでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてご説明いたします。

説明に入る前に、資料の訂正がございますので、ここで訂正をさせていただきます。

全員協議会資料の9ページに誤りがございましたので、訂正したものを机の上に配付させていただきました。お手数ですが、そちらに差し替えをお願いいたしまして、ご参照願います。

事務局長 タブレット上に配付してあるものも新しく直したものが配付してありますので、そちらを見ていただければ。

社会福祉課長 申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

8ページでございます。

目的でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やか

に生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

支給対象世帯でございます。

対象、約6,000世帯でございます。内訳でございますが、支給対象者の所得要件がございます。(1)といたしまして、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、約5,300世帯。(2)といたしまして、令和3年1月以降の家計急変世帯、約700世帯を予定してございます。

給付額は、1世帯当たり10万円でございます。

支給開始時期でございますが、来月早々に支給できるよう現在作業を進めているところでございます。

ページめくっていただきまして、9ページでございます。

支給手続等でございます。

市町村民税非課税の世帯につきましては、市で支給対象の所得要件を満たす世帯を抽出いたしまして、確認書を送付いたします。該当世帯は、確認書を返送していただくことで申請手続不要といったものでございます。家計急変の世帯につきましては、申請が必要でございます。所得要件等ございますので、支給要件に該当するか、審査の後決定となります。

費用につきましては、全額国庫負担でございます。

予算につきましては、6億2,020万円でございます。これにつきましては、国から、今回の給付金は新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々への支援を第一に、速やかに支給することが望ましい、でございました。市といたしましては、本給付金を適正かつ速やかに支給するためには準備作業が必要であり、早急にその事務費等も必要となった次第でございます。さらに、この事業に係る補助金申請につきまして、県からの通知が昨年12月24日に届きましたところ、申請期限が今月の5日まででございましたため、専決処分により予算取得をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長 執行部の説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

古川議員 ちょっと伺います。

(2)家計急変世帯ということで、市町村民税均等割が課されている者と同等の収入ということなんです、申請が必要ということですので、申請する住民の方は住民税均等割が非課税とかと言われても分からないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのように案内するつもりでしょうか。

社会福祉課長 これにつきましては、住民税均等割が非課税となる世帯につきまして、税務課のホームページ等でこのぐらいの収入の金額につきましては均等割が非課税になるという

参考例が出ておりますので、そちらのほうを参考にさせていただく、もしくはこちらでもホームページ等で非課税相当収入限度額ということで、こういった場合には幾らであれば均等割も非課税になるということで簡易的な計算方法という形で載せますので、そちらのほうを参考にさせていただくという形になります。

以上でございます。

古川議員 分かりました。ということは、ホームページを見てくださいという案内もしっかりされるということですよ、広報等を通して。

社会福祉課長 ホームページ等でもお知らせする。あとは、そういった方がいらっしゃったときにご案内できるようにこちらでも紙ベースで用意しておくことにしております。

以上でございます。

古川議員 広報なか等でしっかり案内されるんでしょうかという話です。

社会福祉課長 広報なか等でご案内さしあげるものでございます。

古川議員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

花島議員 古川議員の質問と似た質問ですが、自分が該当するかどうかよく分からないというときに問い合わせる窓口はどちらになるんでしょうか。

社会福祉課長 こちら、社会福祉課で場所を設けてございますので、こちらのほうで。あと、電話のほうも対応できるようにしてございますので、外線等かかってきた場合にはそちらのほうでご案内いただくという形にしてございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第2号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第10号）について、執行部から説明を願います。

財政課長 それでは、議案第2号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億205万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億7,731万5,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

7款土木費、3項都市計画費、菅谷市毛線街路整備事業7,296万円、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線、下菅谷停車場線）2億960万円。

4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正になります。

変更になります。

記載の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

菅谷市毛線街路整備事業4,950万円、下菅谷地区街路整備事業8,640万円。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金533万円。4目土木費国庫補助金3,410万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,472万3,000円。

22款市債、1項市債、5目土木債2,790万円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費43万6,000円。2目児童措置費489万4,000円。

7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費7,720万円。

こちらは、国の補正予算による補助金の追加交付に伴い、菅谷市毛線街路整備事業及び下菅谷地区街路整備事業において土地購入費等を増額するものです。

8ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費321万7,000円。こちらは、小学校感染症臨時対策事業において、分散登校やオンライン授業期間中に登校する児童のための支援員配置に係る経費を増額するものです。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1,630万6,000円。こちらは、健康推進課において令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算に伴う国への返納金を計上するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、補正予算の内容をお願いいたします。

こども課長 こども課長の加藤です。ほか職員1名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

こども課のほうでございますが、補正予算の資料7ページの学童保育事業と民間保育所等支援事業についてご説明させていただきます。

資料は、全員協議会資料10ページになりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等に対する処遇改善についてご説明させていただきます。

まず、1番、事業概要でございます。令和3年11月19日に閣議決定された保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして、収入を3%、月額にしまして9,000円程度に引き上げるための措置を令和4年2月から実施することに伴い、施設等に対して補助金を交付するものでございます。

2番、対象者としまして、保育士等とありますが、保育所や幼稚園等に勤務する職員、非常勤職員や公立の職員も含むとなっております。その下でございます。学童保育所支援員等でございますが、放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員となっております、非常勤職員や公立の職員も含むとなっております。

3番、交付対象施設、事業所でございます。こちら、公立の施設、事業所等も含むものでございます。特定教育・保育施設としまして、保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、小規模事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、それから学童保育所となっております。

4番、交付要件でございます。令和4年2月から基本給または決まって毎月支払われる手当により補助金額以上の賃金改善を実施することとなっております。

5、財源でございます。令和4年2月から9月の間は国庫補助金10分の10でございます。令和4年10月以降につきましては、保育士等は国2分の1、県4分の1、市4分の1。学童支援員等は、国3分の1、県3分の1、市が3分の1となっております。

6番、予算措置でございます。補正額533万円でございます。令和4年2月と3月分でございます。そのうち、民間保育所等支援事業は489万4,000円。こちら、那珂市の民間保育所等で11園ございます。それから、学童保育事業の民間学童分としまして、市内5園ありますので、そちらが43万6,000円となっております。

今後のスケジュールでございます。令和4年1月下旬、国への交付申請になっておりまして、2月中旬に施設等への交付になっております。

最後の米印でございますが、公立の保育所、幼稚園、学童保育所につきましては、詳細が決まり次第、必要な条例改正及び補正予算の議案を令和4年第1回定例会に上程する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

花島議員 1点お伺いします。

これは県の、国が進めていることであるといえども、県が、やはり市も関わり、なおかつ実際の事業所がそれを受けなきゃならないですね。今回のことだけならともかく、後年度のことも考えなきゃならない。その点、国とか県が続けて出すのか、それとも一時こういう手当はするけれども、その後は各事業所で面倒見ろという話なのか、その辺の先の話はどういうふうにされているのでしょうか。

こども課長 お答えいたします。

5番の財源のところに書いておりますが、令和4年2月から9月までの間は国庫補助金10分の10でございます。それ以降は、今のところ永久的に行うという処遇改善でございます。それにつきまして、保育士等、学童支援員等は、ここに記載しております国2分の1とか県4分の1の補助金を出して、市が4分の1を出して、それで対応していくというところでございます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

寺門議員 2月、3月分を一応2月に払いますよということなんですけれども、基本処遇改善ですので、それぞれ従業員の方に行き渡らないとまずいんですよ。過去も結果底上げできていないという状況があるので、これは当然基本給または手当により支給ですから、給与改正もされるわけですよ、各園で。その辺の、当然計画書は出されると思うんですけども、その辺がどうなっているのかということと、出されたものに対して支払いをして、分配は各園でやられると思うんですけども、各個人個人に行き渡っているかどうかって見る必要があると思うんですよ。その辺はどう確認していくのか。それちょっとお伺いします。

こども課長 お答えいたします。

まず、これらの補助金を交付しまして、それを実際どういうふうにするか実績報告書は当然出していただきます。それから、給与台帳も提出。それから、今後監査等々で保育所等々出向くことになりますので、そちらで確認していきたいと思っております。

以上です。

寺門議員 ぜひともそこは確認をしていただいて、月額9,000円ですから必ずしも9,000円が全員に行き渡るとは限りませんので、本当に上がっているのかどうかというのはきちんと見ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

富山議員 1つなんですけど、補助金額以上の賃金改善を実施することというんですが、これ幾らでもいいんですか。

こども課長 補助金の基準がありまして、それに基づいて算定しておのこの保育所等々に交付するんですが、それ以上の賃金改定はしてくださいというようなことで、それなりに、それ以上の賃金改定するかどうかというのはその保育所の判断というか、お任せということになっております。

富山議員 それなら、その最低の部分が決まっていなければ10円でも100円でもいいという、賃金以上に上げれば。

こども課長 一応、国のほうのQ&Aでは、補助金以上の賃金上乘せはしてくださいというこ

とで、補助金を差し上げた以下だと補助金返還ということになっておりますので、現状ではそういうところでございます。

議長 ほかにありますか。

花島議員 つまらないこと言いますが、今の話ではちょっと矛盾しているので、以下で返還じゃなくて未満でしょうか。

こども課長 失礼しました。未満でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第3号 那珂市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について、執行部から説明を求めます。

市長 全員協議会資料の1ページ、よろしく申し上げます。

議案第3号 那珂市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の1人が欠けたことに伴い、令和4年1月4日に補欠の委員を選任したので、議会の承認を求めるものでございます。住所、氏名、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長 ありませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

議長 再開をいたします。

続きまして、四中学区コミュニティセンター整備事業の経過報告について、執行部から説明を求めます。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

着座にてご説明させていただきます。

全員協議会資料の2ページをお開き願います。

四中学区コミュニティセンター整備事業の経過報告についてご説明いたします。

1、令和3年度の経過報告。四中コミュニティセンター建設用地については、土地売買契約を締結し、令和3年第3回定例会において市有財産の取得の原案が可決され、現在は市名義となっております。また、令和3年6月から着手していた実施設計については、四中学区コミュニティセンター建設委員会へ令和3年11月6日に協議報告を終え、11月末に完了いたしました。

次に、実施設計業務について。基本設計から実施設計において主な修正内容を3ページ以降の図面でご説明いたします。その前に、(2)の概算工事費についてご説明させていただきます。

概算工事費の内容は、土壌改良及び雨水貯留槽の造成工事で6,229万3,000円、建屋本体及びフェンス、駐車場などの外構工事で8億4,587万8,000円、合計で9億817万1,000円になります。これは現在の単価で概算した額になります。

次に、一番下のところの3、今後のスケジュール。令和3年度は令和4年3月に建設発生土の搬入を予定しておりましたが、今年14日に建設発生土運搬業務委託契約が締結しましたので、3月から運搬となっておりますが、2月中旬からの運搬となります。ご訂正のほど、よろしく願います。令和4年度は、年度当初、速やかに造成工事の契約業務を行い、5月からの半年間で完了を予定しております。その後、建屋本体、外構工事を発注、議会の承認を得た後本契約し、令和5年1月から工事にかかる予定でございます。令和5年度は、令和4年度からの建屋本体、外構工事の完了と備品を購入し、令和6年度供用開始を予定しております。

次に、実施設計業務について。基本設計から実施設計において、主な修正内容をご説明いたします。

3ページをお開き願います。

配置図になります。建物の配置は変更ございません。駐車台数が8台増え、162台から170台になりました。さらに、敷地西側に歩行者及び自転車利用者の通路を設置いたしました。

続きまして、4ページをお開き願います。

1階平面図になります。ここでの修正箇所は、エレベーターの配置を建屋左側から中央に配置いたしました。これは、基本設計よりさらに安全に避難するための避難路を確保するためのものがございます。そのほか、駐輪場の配置を建屋西側の前面から建屋の西側に変更いたしました。また、東側の一番端の下のところ、防災倉庫を新たに追加いたしました。

続きまして、5ページをお開き願います。

2階平面図になります。ここでは、先ほどと同じに、エレベーターの配置の変更と、新

たに印刷室の設置と給湯室の配置を変更いたしました。

また、6ページ、7ページは建物の立面図となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

古川議員 3ページなんですけれども、この敷地の南側が、これ都市計画道路の予定ですよ。

将来、この間を道路が通るような形になるんですか。

市民協働課長 都市計画道路の計画線については、図面のところの下から入っていったアスファルトと書いてある道路の線というか、そこが道路のラインになりますので、建物自体がかかるわけじゃないんですけれども、駐車場の一部がちょっと分断されるような形には、今の敷地形状はなっているのが現状でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、これで終了といたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

議長 再開いたします。

続きまして、低所得者のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金（県独自制度）について、執行部から説明を求めます。

保健福祉部長 概要説明の前に、関係する予算の上げ方について、私から一言説明とお願いでございます。

事業の財源につきましては、茨城県からの交付金となります。県議会の臨時会において、本日補正予算が審議されることとなっております。この補正予算が決まりましてから、市の予算については専決処分をさせていただき、事業の実施に入りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、担当課長から事業説明をいたします。

こども課長 こども課長の加藤でございます。関係職員1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、全員協議会資料11ページをお願いいたします。

それでは、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金（県独自制度）についてご説明させていただきます。

1番、概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案し、茨城県独自に生活支援特別給付金、児童1人当たり5万円を支給するもの

でございます。

2番の詳細の内容でございます。対象者としまして、①としまして、令和4年1月分の児童扶養手当受給者、こちらは申請不要となっております。②公的年金等を受給していることにより令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方、こちらは申請が必要でございます。それから、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方、こちらも申請が必要でございます。給付額は、児童1人当たり一律5万円でございます。実施主体でございます。まず、町村、市町村の町、村の居住者につきましては県が事業主体となります。市部居住者、市の場合は市が実施主体となっております。

次、支給時期でございます。対象①としまして、こちらの方は3月末までに支給ということになっております。対象者②、③につきましては、5月末までに支給ということでございます。

財源でございます。財源は茨城県の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金になります。給付金、事務費とも10分の10でございます。

3番でございます。予算措置でございます。補正額として2,850万円を考えております。①のほうの児童手当受給対象児童数520人掛ける5万円の2,600万円、②の公的年金等受給対象児童数が25人の、5万円の125万円、③の家計急変対象児童数としまして15人を計上させていただきまして、5万円掛ける75万円、その他事務費としまして、職員手当、需用費、役務費等で50万円を計上させていただきたいと思っております。当該補正予算につきましては、部長がご説明しました茨城県議会の補正予算の成立後、速やかに専決処分をさせていただきまして対応させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

花島議員 1つお伺いします。

対象の③家計が急変した場合ですが、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準という基準なんですけれども、これは一体どのくらいの期間、例えば1年間とか3か月とか1か月、いろんな期間があると思うんですが、その判断基準ってどのくらいでしょうか。

こども課長 県のほうからお示しされているのを見ますと、令和3年1月以降の収入額を対象としまして、任意の1か月の収入額を基に1年間の収入見込額を推計しまして、それが児童扶養手当の基準の収入額と同程度になっている方ということが県のほうから示されております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

古川議員 今ご説明いただいた要件のとおり、そういったものが住民の方に分かるように、申

請が必要でないものはいいんですけれども、必要なものは、私はそれに該当するんだろうかというのは思うところだと思うんで、その辺をきちんと広報なかやホームページや、そういったところへきちんと載せて分かりやすくしていただきたいなということでお願いしておきます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時56分）

議長 再開をいたします。

続きまして、那珂総合公園ネーミングライツの決定について、執行部から説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課の田口と申します。ほか、関係職員が出席してございます。

着座にて失礼いたします。

資料の12ページになります。ご覧いただければと思います。

それでは、那珂総合公園ネーミングライツの決定についてご説明させていただきます。

那珂総合公園では、知名度や魅力を高めるとともに、施設の持続的な運営と地域活性化を図るため令和2年10月1日から愛称の募集を行ってきました。このたび、スポンサーの応募があり、審査の結果下記のとおり決定したので報告をするものでございます。

1、応募内容。（1）応募事業者、事業者名は株式会社茨城放送代表取締役社長阿部重典。所在地は、水戸市千波町2084番地の2でございます。（2）応募理由でございます。株式会社茨城放送では、令和3年4月から愛称をI B SからL u c k y F Mに変更し、これから長く茨城放送をL u c k y F Mとして親んでもらうためのPRとして応募をしたということでございます。（3）愛称でございます。なかL u c k y F M公園という愛称でございます。（4）命名権料。こちらは年額187万円、消費税を含む額でございます。

（5）契約希望期間でございますけれども、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

こちらの応募を受けまして、2になりますけれども、那珂市ネーミングライツ審査委員会を開催してございます。構成員、開催日は記載のとおりでございます。

（3）審査結果でございますけれども、事業内容、経営状況、提案の愛称の審査のほか、以下の理由によりの確と判断してございます。1つが、市がマザータウン協定を締結している茨城ロボットの関連会社であること。もう一つが、メディア事業者であることから、市のシティプロモーションの推進に貢献が期待できることでございます。

3といたしまして、今後の予定でございます。令和4年2月上旬に契約を締結したいと

考えてございます。市のホームページや那珂総合公園のパンフレット等の表示の変更、こちらは市の負担により進めてまいります。市民への周知でございますけれども、広報なかやホームページ、SNS、メディア等を活用してまいります。看板等の設置につきましては、スポンサーの負担で準備を進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

お尋ねしたいことはありますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件は終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時01分）

議長 再開いたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関わる学校の状況について、学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は、タブレットのほか、紙でも本日お配りをさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症に係る学校の状況についてご説明させていただきます。

小中学校における発生状況と学校の対応でございます。

1番、第6波、今月の発生状況でございます。昨日27日時点で6校、合計22名の陽性者が確認されております。小学校が17名、中学校が5名となっております。小学校での感染の割合が多いという状況でございます。陽性が確認されました場合には、各学校におきまして1日から2日の学年閉鎖の対応を現在のところ取っているところでございます。また、この表のB小学校では学年がまたがって陽性者が確認された状況を踏まえまして、本日まで学校の臨時休校としているところでございます。

2番、これまでの学校の対応についてでございます。学年閉鎖あるいは臨時休業としている学校では、学童保育のほうも当該学年等は利用中止というふうにしてございます。また、タブレットを活用しまして児童生徒の確認ですとか課題の提示などを行っているところでございます。

3番、今後の対応でございます。1月26日に県から通知が出されまして、その通知を踏まえまして、小学校におきましては来週1月31日から2月10日まで、2週間でございますが、こちらリモートでの学習とすることにいたしました。なお、感染状況等によりましては途中で分散登校というふうな対応を取ることも想定してございます。その間、通信環境が整っていない家庭などの児童につきましては、学校での預かり、また学童での預かりの

ほうを実施いたします。こちらの対応は、昨年9月に取った対応と同様な対応でございます。中学校につきましては、通常登校でございますが、あしたから部活動のほうは中止といたします。また、市立幼稚園につきましては分散登園という対応を取ることにしております。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことありますか。

寺門議員 多数感染者が出ているんですけども、感染経路というのは把握しているんですか。どういう内容になっているんでしょうか。

学校教育課長 この1月の感染につきましては、例えば保育園、下の弟、妹からの感染ですとか、あるいは親の感染ですとかケースによって様々なものが見られておまして、保健所のほうでも濃厚接触者の特定というのが家族に限定しているというような状況がございますので、1つ1つのケースについて感染源というところまでの特定は現在のところできていないというのが現状でございます。

以上です。

寺門議員 要は分からないということですよ。家族内でうつっているんでしょうけれども、どこからもらってきているのかは分からないということなんだと思います。学校ではどういう対策をしているんですか。改めてお伺いします。

学校教育課長 学校におきましては、今まで行ってきた基本的な対応と具体的なものの自体は変わりませんけれども、その徹底というところで、例えば換気をしながらの授業ですとか、あるいは手指の消毒とか、給食については同じ方向を向いて黙食ですとか、そういった基本的なことを徹底というところで現在も行っているところがございます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

花島議員 1つお伺いします。

部活動を1月29日から2月10日まで中止ということなんですけども、部活動にもいろいろあって、集まってやるのは感染対策上問題あると思うんですけども、例えば学習と同じようにインターネット通信を使ってやるなんてこと可能ですよね。例えば、部活動で運動系だったらこの時間は各自家で筋力トレーニングしましょうとかスクワットやりましょうとかできるんで、そういうことまで禁止ではないと考えていいんですか。

学校教育課長 学校によってそういった、タブレットを活用した指導などもするところもあるかとは思いますが、細かいところまでは現時点は把握しておりませんので、学校にその辺のところはお任せという部分もあるのが現状でございます。

以上です。

議長 ほかに。

笹島議員 こういう集団生活しているところというのはどうしてもクラスターが発生しやすいと思うんですけども、今子供たちから親のほうに感染していくというケースが増えていくと思うんですけども、検査体制というのはどのようにしているんですか。

学校教育課長 以前ですと保健所のほうで濃厚接触者の特定、あるいは濃厚接触者になった方は病院につないでというような体制を取っていましたが、現時点で保健所のほうの業務が逼迫しているということがございまして、例えば濃厚接触者となっても症状が出るまでは受診等しないで10日間待機してくださいというようなところになっていたりということで、非常に保健所あるいは医療機関の逼迫ということで、以前とはちょっと対応が変わっているというところがございますが、1月までは県のほうの薬局等による無料検査というものを実施しておりますので、そちらのほうで何とか検査を受けられるというようなこともございますが、そちらもちょっと逼迫している状況というのも聞こえておりますので、中にはちょっと検査したくてもなかなか予約等ができなくて、症状が出ないのでそのまま自宅で待機しているというだけという方も発生しているというような状況になっております。

以上です。

笹島議員 今のお話からするとこれからますます増えてくると思うんですけども、今話を聞いたら悪循環になってくると思うんですよね。検査体制はされていない、検査のキットも不足している、かと言って、今言っていた10日云々と自宅待機しなきゃいけないという、家族間でまた広まってしまう。今度職場間でもそういうものが広まってしまう。市役所として、行政として何かやるべきことというのは何か考えていらっしゃるんですか。

学校教育課長 学校としまして、教育委員会としまして検査体制をどうしていくかというところまでちょっと、全体的な部分に関わりますのでなかなかお答えを持ち合わせてはいないんですけども、1つ、以前行っていた、もし濃厚接触者がクラスの中で出た場合にドライブスルーで検査をするというようなところが一時中断していたんですけども、またそれもちょっとできるようになったという通知が来ましたので、そういった部分も若干これから活用ができるのかなというところでは思っております。

以上です。

富山議員 すみません。通信環境が整っていない家庭、預かり先のない家庭という子供たちは何人ぐらいか。

学校教育課長 学校によってなんですけれども、多いところで9月のときには80名ぐらいいる学校、少ないところで10人程度というところで、やはり生徒数に比例してばらつきがあるというのが9月の状況でございました。

富山議員 これ、やはり多くなると学年閉鎖している意味がなくなっちゃう部分もあるんで、それも少し分散するように配置してくれているんだと思うんですけども、前も見に行っただんですが、あまり多くならないように。前言ったフリーWi-Fiみたいな貸し出すな

んていうのも前あったと思うんですけども、そういうのは対応されているんですか。

学校教育課長 家庭にない方でタブレットにつなぐW i - F iの部分の貸出しは何件かしているところがございますので、そういったものを自宅でやっている方もいると思います。また、児童預かりにつきましては、社会機能の維持の職業の方の方ですとか、極力そういった方に限定していけるようにということで、そういった部分をちょっと通知の中に入れさせてはいただきました。

以上です。

議長 ほかに。

寺門議員 児童預かりのところなんですけど、今日学校で子供たちに連絡文書を持たせて、帰ってからの保護者が確認ということになりますと、実際に預かり手がないうちがあると思うんですよね。そういうところはこれから連絡を取らなきゃいけないんで、明日からは休みになってしまいますので、その辺の連絡を受ける体制というのはできているんですか。休みに入ってしまうんですけども、学校のほうとして。

学校教育課長 保護者宛ての来週からの予定につきましては、昨日の時点でメールで第一報は入れておまして、文書は今日各学校から配付するというようになっております。子供を見る、預け先がないというようなところで学校預かりを利用したいというような方につきましては、ウェブ上であしたの夕方までに希望をしてくださいというようなところで保護者にご通知させていただいておりますので、そちらのほうで把握をする予定をしております。

以上です。

議長 ほかに。

古川議員 確認ですけども、今後の対応について、小学校では1月31日から2月10日まで給食はないと考えてよろしいんですね。

学校教育課長 リモート学習の場合につきましては給食のほうは提供しません。状況がやや改善して分散登校になった場合には、9月のときも出したように、同じように、その場合には出すというようなところも想定はしております。

古川議員 ということは、基本的に休校だから学校には来ないにしても、例えば預かりとか、いなければ学童も利用する可能性もあるということですから、いずれにしても午前中で、そうするとリモート学習そのものが午前中で終わるということですね。

学校教育課長 時間割につきましては、ほぼ今までどおりの時間割の中でやるという想定をしておりますので、学校預かりになる児童につきましてはお弁当を持参ということで対応を考えております。

以上です。

古川議員 最後にお問い合わせなんですけれども、間もなく卒業シーズンになります。特に6年生、今度中学校に行くのに、今度各小学校ごとに勉強の進み具合とか、それが違っちゃうとち

よって問題があると思うんですよね。その辺で、市内統一してきちんとそういう対応ができるように、中学校行っても困らないように、そういう形で学習効率も考えていただいて進めていただきたいということでお願いしておきます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、以上でこの項を終了いたします。

暫時休憩をいたしまして、再開を11時35分、本会議を開会いたします。

以上です。

閉会（午前11時14分）

令和4年4月21日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎